

社労 think NEWS

－ 2026年 さつき号－

(併設 社労士家村事務所)



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

令和8年度の労働保険年度更新

労働保険料の申告期間は **6月1日(月)～7月10日(金)** です。

今年度も**雇用保険料率が引下げ**になっていますので、**概算保険料の算定を誤らないよう**留意してください。

厚生労働省 HP の「申告書の書き方」にも説明があります。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/kakikata/keizoku.html>

なお、**電子申請が義務付けられている事業場**(資本金等が1億円を超える法人など)には、今年度から**緑色の封筒に入った紙の申告書の送付がなくなり、定形郵便サイズの茶封筒**で、電子申請に必要な情報を記載した**通知書等が届きます**。

令和8年度の年金額

年金額は、物価や賃金の変化に合わせて、毎年調整されますが、令和8年度の国民年金額が**前年より1.9%引き上げられる**ことが厚生労働省より発表されました。

今年度の**老齢基礎年金の満額**は、昭和31年4月1日以前生まれの人(既裁定者)が**月額70,408円**、昭和31年4月2日以降生まれの人(新規裁定者)は**月額70,608円**となりました。

なお、今年度の**国民年金保険料月額**は**17,920円**です。

カスタマーハラスメント対策の義務化

昨年6月に労働施策総合推進法が改正され、今年の10月1日から、事業主は「**カスタマーハラスメント**」防止のための措置義務を負うことが決まりました。職場の「**カスタマーハラスメント**」とは、職場(電話やSNS等のインターネット上も含む)において行われる①**顧客等の言動**であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして**社会通念上許容される範囲を超えた**ものにより、③労働者の**就業環境が害さ**

れるもの、であり①～③の要素を全て満たすものをいいます。

カスタマーハラスメント防止のために事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は国の指針で示されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

カスタマーハラスメントは、**業種・業態等によりその被害の実態や必要な対応も異なる**ことから、それぞれの状況に応じた必要な取組を進めることが重要とされており、宅配業・スーパーマーケット業などの業種別カスタマーハラスメント対策マニュアルも厚生労働省の特設サイト「あかるい職場応援団」等に順次公表されています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/assets/pdf/casuhara_leaflet6P.pdf

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

上記のカスタマーハラスメント対策の義務化と同時に、**10月1日から求職者等に対するセクハラ防止対策も義務化**されます。自社の従業員が、求人に応募する者やインターンシップに参加する者に対し「性的な言動」により求職活動等を阻害することがないように、事業主は措置を講じる義務を負います。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/assets/pdf/syukatu_leaflet6P.pdf

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話 03-3256-4864 までお願いします。

Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

